

■紹介手数料の返還について■

株式会社トップグローバル 東京本社

株式会社トップグローバル 大阪支店

有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-307432

被採用者が、本人又は当社の責めに帰すべき事由により退職した場合には、
当社は、次の区別に従って、支払われた紹介手数料（消費税込）の一部を紹介先企業に返金するものとする。

- ① 1ヶ月未満で退職した場合・・・・・・・・人材紹介料の80%返金
- ② 1ヶ月以上3ヶ月未満で退職した場合・・・・・・・・人材紹介料の50%返金
- ③ 3ヶ月以上6ヶ月未満で退職した場合・・・・・・・・人材紹介料の10%返金

ただし、紹介先企業の責めに帰すべき事由に起因する退職、紹介先企業の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡、業務を継続しがたい病気、怪我等、不測の事態による退職の場合、適用されないものとする